

二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事業の事業認定に係る 社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成20年12月17日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 「二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」について

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通省四国地方整備局長から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通省四国地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 局所的な集中豪雨により下流域だけに洪水が起きた場合、上流域にダムをつくっても洪水は防げない可能性が考えられるが、渇水期においても河川の正常な機能の維持のための流量を確保する計画となっていることなどから、本件事業の認定については問題ないのではないかと。
- ・ 寒霞溪からの景観が破壊されるという意見が多かったが、ダム堤体下流への盛土及び植樹によりコンクリートの露出をできる限り抑えることとしていることなど、良好な景観の維持を図ることから、問題ないのではないかと。
- ・ 過大に将来の水需要を見積もっているという意見があるが、人口減を見込んだ計画となっており、それでもなお不安定水源に依存せざるを得ない状況が続くことが認められることから、問題ないのではないかと。
- ・ 奥行きに比べて幅が長い点は否めない感じがするが、なるべく景観として溶け込むよう堤体の前に木を植えるなど工夫されていることから、問題ないのではないかと。